

軍政上の改良は先づ其經濟法よりす可し。國用多端なれば其用の多きも應じて夫れ丈けの歲入を増加す可し云々と云へば誠に簡單なれども事の道理を煎玄語先て云ふ時は歲入として歲々國庫に入る所のものは所謂民は膏血にして皆是を辛苦の賜あらざるはるし今國用多端ありとて隨て其歲入の多きを望まずは膏血竭さて民身枯燥すると固より自然に勢あれは政府の費用は成る丈け之を節減す可きこと當然の次第あるとも左ればとて各省失れくの事務なりて之を整頓し之を成辨せざる可らざるが故に事宜を斟酌せずして徒に減縮一方に偏す可からざるの場合凡に非ず左れば政府は其時々國用の多寡に應じて分限相當の政費と要するに勿論あれども此際當局者の特に注意す可き所の政費の使用其宜きを得て能く經濟法に適するや如何に一點に在るあり凡何に事業よ論なく當局管理の人が經濟法に注意すると否と、因り同が費額にても其功能よ非常の差異を生ずる人の能く知る所にして特に政費の使用に就ては其得失の著しもじけるを見る可し今の軍國の世の中にては何れの國の歳計豫算表を見るも海陸の軍費は其政府全歲入の一半と占め我國本年度は歳計豫算表に於ても海陸軍費は歲入總額は三分一以上に達する程の有様よして軍費は諸項の政費中最も肝要ある部分を占むるが故に當局の人々も亦此軍政上に於て巧みよ經濟法を利用すると我輩の希望する所あり蓋し我國の海陸軍中風紀軍規律並び行はれて器械的運動よも案外練熟なる手際を存するとは海外軍人の往々感服する所にして我輩も國の軍政の爲めに毎度喜悦せる所あれども然れども其軍事經濟の一點に至りては或は未だ人事を盡さる所無しと云ふ可らず今其一例を舉くれば我國にてい軍人の軍服を冬夏の二つに分ち出入常に之を服して次第くに始めて時を限りて新調に服に着替へ畢住寒來新陳交代まで既に新支さるに移れば古きもは復たてを服せざるの慣行にして出入一服其軍服替へに乏玄きが故に時々新調を要するに就て見るに軍人は各種の服を所有し外出の時の服、操練軍服なれば軍事經濟隔々まで行ひ届きて其用意の周到ある實に驚くに堪へたり例へば前陳軍服の始末に就て見るに軍人は各種の服を所有し外出の時の服、操練軍服と見るとさは汚點斑々として敝れ盡しるものと經へども一旦觀兵式其他の盛儀あるに當りてい衣紋整然美麗ある軍服を服して其儀式に臨む可し斯の如く各種各様の服を所持して順次大切に之を用ひるの慣行なれば年々新服を調度して断て古服と服せざるなどの不經濟ありて餘程莫大の事なる可しど云ふ是れは獨逸の軍事經濟に關する一例たるに過ぎざれども其他萬端の軍政上に右等に經濟法を求めたば尚ほ之に類するものも多かる可し我政府にても夙に此邊よ見る所ありしが西郷海軍大臣は義理に軍事觀察の目的を以て歐洲諸國を巡りて新調するに費用を省く其便利は軍政の經濟上に取扱ふるにも拘はらず身に中將の官を帶び且つ最も軍國の政に親従なるやに聞き及へば兩大臣共に軍政上の意見を有すると必然あるに加へて黒田内閣顧問も義理に歐洲軍艦に實況を觀察して歸朝し居らるゝとなれば顧問

左ればとて各省失れくの事務なりて之を整頓し之を成辨せざる可らざるが故に事宜を斟酌せずして徒に減縮一方に偏す可からざるの場合凡に非ず左れば政府は其時々國用の多寡に應じて分限相當の政費と要するに勿論あれども此際當局者の特に注意す可き所の政費の使用其宜きを得て能く經濟法に適するや如何に一點に在るあり凡何に事業よ論なく當局管理の人が經濟法に注意すると否と、因り同が費額にても其功能よ非常の差異を生ずる人の能く知る所にして特に政費の使用に就ては其得失の著しもじけるを見る可し今の軍國の世の中にては何れの國の歳計豫算表を見るも海陸の軍費は其政府全歲入の一半と占め我國本年度は歳計豫算表に於ても海陸軍費は歲入總額は三分一以上に達する程の有様よして軍費は諸項の政費中最も肝要ある部分を占むるが故に當局の人々も亦此軍政上に於て巧みよ經濟法を利用すると我輩の希望する所あり蓋し我國の海陸軍中風紀軍規律並び行はれて器械的運動よも案外練熟なる手際を存するとは海外軍人の往々感服する所にして我輩も國の軍政の爲めに毎度喜悦せる所あれども然れども其軍事經濟の一點に至りては或は未だ人事を盡さる所無しと云ふ可らず今其一例を舉くれば我國にてい軍人の軍服を冬夏の二つに分ち出入常に之を服して次第くに始めて時を限りて新調に服に着替へ畢住寒來新陳交代まで既に新支さるに移れば古きもは復たてを服せざるの慣行にして出入一服其軍服替へに乏玄きが故に時々新調を要するに就て見るに軍人は各種の服を所有し外出の時の服、操練軍服なれば軍事經濟隔々まで行ひ届きて其用意の周到ある實に驚くに堪へたり例へば前陳軍服の始末に就て見るに軍人は各種の服を所有し外出の時の服、操練軍服と見るとさは汚點斑々として敝れ盡しるものと經へども一旦觀兵式其他の盛儀あるに當りてい衣紋整然美麗ある軍服を服して其儀式に臨む可し斯の如く各種各様の服を所持して順次大切に之を用ひるの慣行なれば年々新服を調度して断て古服と服せざるなどの不經濟ありて餘程莫大の事なる可しど云ふ是れは獨逸の軍事經濟に關する一例たるに過ぎざれども其他萬端の軍政上に右等に經濟法を求めたば尚ほ之に類するものも多かる可し我政府にても夙に此邊よ見る所ありしが西郷海軍大臣は義理に軍事觀察の目的を以て歐洲諸國を巡りて新調するに費用を省く其便利は軍政の經濟上に取扱ふるにも拘はらず身に中將の官を帶び且つ最も軍國の政に親従なるやに聞き及へば兩大臣共に軍政上の意見を有すると必然あるに加へて黒田内閣顧問も義理に歐洲軍艦に實況を觀察して歸朝し居らるゝとなれば顧問

## 官報

○朕登記法中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム  
御名 御璽

明治二十年七月十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

内務大臣伯爵松方正義

司法大臣伯爵山田顯義

法律第一號

明治十九年（八月）法律第一號登記法第一條第十條第廿一条左ノ通改正ス○第一條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ヲ爲ス者ハ本法ニ從ヒ地所建物ハ其所在地船舶

ハ其定製場ノ登記所ニ登記ヲ請フ可シ」已ニ登記ヲ受

ケタル地所建物船舶ニ變更ヲ生メ又ハ亡失破壊シタルトキハ其物件ノ所有者ヨリ登記ノ變更又ハ取消ヲ請フ可シ○第十條 登記ハ第一條第二項第十五條第二項第十六條第十七條及第十八條ヲ除クノ外契約者雙方ノ請

求若クハ裁判所ノ命令アルトキニ非サレハ之ヲ爲シ又ハ變更シ又ハ取消スコトヲ得ス○第二十條 地所船舶ノ賣買讓與ニ因リ地券鑑札ノ下付若クハ書換ヲ請フ者ハ登記所ヨリ登記済ノ證ヲ受ク可シ

○勅令 訂海軍機関學校官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽

明治二十一年七月十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

海軍大臣伯爵西郷從道

勅令第三十五號

海軍機關學校官制

第一條 海軍機關學校ハ機關師ト爲ルヘキ機關手及機關手ト爲ルヘキ火夫ヲ教育スル所トス○第二條 海軍機關學校ニ左ノ職員ヲ置ク「校長」大佐或ハ機關大監」教授長少佐或ハ機關少監」教授 尉官或ハ機關大監」教授長教授ヲ以テ之ニ兼補ス「軍醫」主計○第三條 校長ハ横須賀鎮守府司令長官ニ隸「核務」總理ス○第四條 教授長ハ教授ヲ指揮シ教務ヲ擔任ス○第五條 教授ハ教授長ノ指揮ヲ承ケ學術ノ教授ヲ掌ル○第六條 部長ハ部員ヲ統率シ且其事務ヲ掌ル○第七條 軍醫ハ校内ノ醫務衛生ヲ掌ル○第八條 主計ハ校内ノ會計及庶務ヲ掌ル○第九條 第二條ニ掲タル職員ノ外判任官及卒リタリ

○外務省告示第四號

明治二十年七月十六日 外務大臣伯爵井上馨

○陸軍省告示第三號

明治二十年陸軍各兵科現役士官候補生召募檢査格例同

チ廢止更ニ副領事館ヲ設置シ在東京同國總領事館ニ於テ之ヲ管轄スルコトニ改定セシ旨同國公使館ヨリ通牒アリタリ

○外務省告示第四號

明治二十年七月十六日 外務大臣伯爵井上馨

○陸軍省告示第三號

明治二十年七月十六日 陸軍大臣伯爵大山巖

○陸軍省告示第三號

明治二十年七月十六日 陸軍大臣伯爵大山巖

軍各兵科現役士官補充條例第七條ニ示ス如ク尋常中學校業證書ヲ所持セザル者ニ限ルト雖明治十九年六月廿二日文部省令第十四號ヲ以テ制定ノ尋常中學校ノ學科及其程度ニ依リ授業ヲ受ケ其業證書ヲ所持スル者ニ及ぶと今更育を俟スと雖モ我輩は今國用多端の世の中に在ては軍政上特に其經濟の點ニ鋭敏あるらんと希望するものなり

大臣各其見聞たる所將た其感激をたる所を以て諸般の政治上ふ改良の意見を提出するとならん而えて其顧問大臣の平生より判定すれば軍政上の事に向て特に銳敏なる可き筈なるが故に其改良意見の先づ此軍政上に及ぶと今更育を俟スと雖モ我輩は今國用多端の世の中に在ては軍政上特に其經濟の點ニ鋭敏あるらんと希望するものなり

五條 陸軍部内ヨリ志願スル者ハ第一號及第三號書式ニ照準シ願書ニ履歷書ヲ添へ順序ヲ經テ鎮臺司令官ニ差出シ司令官ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第五條ノ手續ヲ爲スヘシ但定例ノ考科表ヲ添フヘシ○第六條 華士族平民ヨリ志願スル者ノ願書ニ履歷書及誕生證書ヲ添ヘシノ府縣知事ニ差出シ府縣知事ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第六條ノ手續ヲ爲スヘシ（但外國籍學ノ検査ヲ請フ者アレハ之ヲ別紙ニ記載シ差出スヘシ）○第七條 華士族

事ニ差出シ府縣知事ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第六條ノ手續ヲ爲スヘシ（但外國籍學ノ検査ヲ請フ者アレハ之ヲ別紙ニ記載シ差出スヘシ）○第七條 華士族

五條 陸軍部内ヨリ志願スル者ハ第一號及第三號書式ニ照準シ願書ニ履歷書ヲ添ヘ順序ヲ經テ鎮臺司令官ニ差出シ司令官ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第五條ノ手續ヲ爲スヘシ但定例ノ考科表ヲ添フヘシ○第六條 華士族平民ヨリ志願スル者ノ願書ニ履歷書及誕生證書ヲ添ヘシノ府縣知事ニ差出シ府縣知事ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第六條ノ手續ヲ爲スヘシ（但外國籍學ノ検査ヲ請フ者アレハ之ヲ別紙ニ記載シ差出スヘシ）○第七條 華士族

五條 陸軍部内ヨリ志願スル者ハ第一號及第三號書式ニ照準シ願書ニ履歷書ヲ添ヘ順序ヲ經テ鎮臺司令官ニ差出シ司令官ハ陸軍各兵科現役士官補充條例第五條ノ手續ヲ爲スヘシ（但外國籍學ノ検査ヲ請フ者アレハ之ヲ別紙ニ記載シ差出スヘシ）○第七條 華士族

五條 陸軍部内ヨリ志願スル